

平成19年第3回稲城市教育委員会定例会

1 平成19年3月22日午後2時00分から、稲城市役所6階603会議室において、平成19年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
安江 元治
稲垣 弘子
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠三
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
指導主事	今田 敏弘
学校給食	吉井 四郎
共同調理場所長	
生涯学習課社会教育係係長	浜中 正一
〃 主査	小谷田政夫
体育課長	岡本 育大
文化センタ - 課長	真藤 隆之
図書館長	加藤和秀幸

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	古川 広美
学校教育課庶務係	伊藤まどか

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第2号議案
「平成19年度稲城市教育委員会の教育目標について」
- (5) 日程第5 第4号議案
「稲城市奨学資金支給条例施行規則」
- (6) 日程第6 第5号議案
「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」
- (7) 日程第7 第6号議案
「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」

- (8) 日程第 8 第 7 号議案
「稲城市青少年委員の委嘱について」
- (9) 日程第 9 第 8 号議案
「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
- (1 0) 日程第 10 第 9 号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (1 1) 日程第 11 第 1 0 号議案
「平成 19 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (1 2) 日程第 12 第 1 1 号議案
「平成 19 年度稲城市公立学校教職員の人事について」
- (1 3) 日程第 13 第 1 2 号議案
「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」
- (1 4) 日程第 14 第 1 3 号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (1 5) 日程第 15 第 1 4 号議案
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (1 6) 日程第 16 協議事項
- (1 7) 日程第 17 報告事項

委員長 　ただ今から、平成19年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　初めに、本日は浅水委員より遅刻する旨の届け出がありますのでご報告申し上げます。

　なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する委員長及び在任委員の半数以上の出席を満たしておりますので、本会を開催いたします。

　それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

　前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。

　御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、本日の会議録署名委員は、安江委員にお願いいたします。

　次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。

　本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、会期は、本日1日と決しました。

　これより議事に入りますが、本日は議事進行の都合上、日程第7.第6号議案の後、日程第13.第12号議案を行います。

　その後、日程第8.第7号議案から日程第10.第9号議案、及び日程第14.第13号議案、日程第15.第14号議案を、一括議題として行い、以降は議事日程に従い順番に進めてまいります。よろしく申し上げます。

　それでは、次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。

　日程第3.「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

　学校教育課

1. 平成18年度工事請負契約状況について
2. 第2回稲城市心身障害教育就学相談委員会について
3. 複合施設ふれんど平尾運営協議会の開催について
4. 寄付について

- 5 . 複合施設ふれんど平尾施設利用状況について
- 6 . 平成18年度実施工事について

指導室

- 1 . 担当者事業について
- 2 . 推進・連携事業について
- 3 . 研修事業について
- 4 . 学校訪問について
- 5 . その他について
- 6 . 教育相談関係について
- 7 . 教育センター関係について

学校給食共同調理場

- 1 . 学校給食主任会について
- 2 . 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
- 3 . 栄養士業務実習について

生涯学習課

- 1 . 社会教育委員関係について
- 2 . 青少年委員関係について
- 3 . ふれあいの森関係について
- 4 . 新文化センター建設事業について
- 5 . 青少年指導者養成について
- 6 . 青少年育成地区委員会関係について
- 7 . 社会教育活動の振興について
- 8 . 芸術文化活動の振興について
- 9 . 文化財の保護と普及について
- 10 . 生涯学習推進事業について
- 11 . 学校施設コミュニティ開放事業について

体育課

- 1 . 体育指導委員協議会定例会について
- 2 . 主催事業の実施について
- 3 . 体育関係団体他の事業について
- 4 . 東京ヴェルディ1969関連事項について
- 5 . 有料施設の利用状況について
- 6 . スポーツ教室参加状況(連盟委託教室)について

文化センター課

- 1 . 会議について
- 2 . 公民館主催事業の実施状況について
- 3 . 児童館主催事業の実施状況について

4. 利用統計について

図書館

1. 第7回図書館協議会について
2. おはなしサポート講座について
3. 中央図書館行事について
4. 城山体験学習館展示コーナーについて
5. 平成19年2月図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。
次に、日程第4.第2号議案「平成19年度稲城市教育委員会の教育目標について」を議題といたします。

本議案につきましては、平成19年2月13日開催の第1回稲城市教育委員会定例会の継続審議案件であるため、ただちに審議に入ります。
まず、指導室長より、説明をお願いいたします。

指導室長 継続審議をお願いしている平成19年度の稲城市教育委員会の教育目標でございますが、お手元の資料をまずご覧いただきたいと思っております。

まず、1枚目にお示しいたしました教育目標につきましては、下線を引いた部分の文言を、現在の教育界の動向等を踏まえながら、文言の整理をさせていただいたということでございます。前回の話し合い等でもさまざまご意見頂戴したところ、入れられる部分等は入れさせていただいております。

続きまして、2枚目以降、基本方針になります。これも下線部分を変更したということでございますけれども、特に前回の説明よりも大幅に変わったところのみお話を申し上げたいと思っております。

まず基本方針の3、「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興、ここにつきましては下線の部分をもう一度見直しをさせていただき、関係の部署との調整を図らせていただきました。そこで、最終的に下線の部分を変更または挿入という形でつくらせていただいたものでありますので、よろしく願いをいたします。

あと最後に、基本方針の4の一番下の部分に「学校における教育活動の三つの柱」というものの下に、エデュケーションプログラムについての文言を新たに入れさせていただいております。特にその中でも、次の三つの側面を重視した形で教育活動を展開するというところで、Cの「連携」というところにもまたアンダーラインを引かせていただきましたが、平成19年度は特に地域との連携を含めた、連携というのをキーワードに教育活動を推進してまいりたいというように考えております。

前回、細かなところをご説明申し上げましたので、大変大ざっぱで申しわけございませんが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。
質疑等ございましたら、お願いします。

教育長 東京都教育委員会からおりてくる目標が大変、今回もそうなのですけ

れども、遅くなりました関係から、基本的な詰めというようには、なかなか期間が短くてできなかったのですが、基本的には稲城市の教育を今後どう進めていくか、ということにつきまして、今回の教育目標につきましては提案させていただいております。特に基礎・基本の第1ページですが、稲城市教育委員会はこれまで「基礎・基本の徹底」「本物との出会い」「大学や地域との連携」を通したという形で、稲城市の教育委員会が具体的に進めている部分を対象にやってきたところに、今回の大きな今までと違った特徴がありますので、申し上げます。

なお、あわせまして、浅水委員さんの方からこのようなご意見をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

教育目標、市民、教育関係者、生徒・児童を対象に考えたとき、どのように具体的な施策として実施するかが、今後重要な課題であると思います。教育の再生には方向性を示す目標が重要であります。少し形骸化されていることも感じられます。最も重要な課題は市民、保護者の教育意識の向上にあると思っております。

ということでご意見をいただいておりますので、付け加えさせていただきます。

委員長 はい、ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。
稲垣委員。

稲垣委員 これは基本方針1のところの「学校が推進することとして」というところの2番に、いじめ、不登校についてという対応のところがあります。そこで「稲城市教育相談所の整備・充実を図るなど、教育相談機能を高めるように努める。」という部分があります。
現実的な問題として、何か案がおありでしょうか。その辺について。

指導室長 全く新しいものを始めるということではございませんが、今までも教育相談所の臨床心理の専門家ですとか、また梨の実ルーム等の臨床心理学等を学んでいる方、また学校の教育の経験のある方など、専門的な方のお力を借りています。そのこのいわゆるトップとして、早稲田大学の菅野先生をスーパーバイザーとしてお願いして、専門的なアドバイスをいただいている。この形としては変わるものではございません。ただ、人数的にも、例えば梨の実ルームの方で職員の人数を、時間を増やしていただくように予算で計上させていただきましたし、またその中での専門家の集まってでの研修会なども、さらに中身の充実を図りたいということで、この間もその会合の中で意見が出ました。

そういったところでさらに専門的なケーススタディー等も行っていきたい。そのようなことで、このいじめや不登校などの未然の防止につながれたらと考えております。

委員長 はい、教育長。

教育長 もう一つですが、今、室長の方からは、質的な面での説明をさせていただいておりますが、ただ、今度平成19年度から、通級学級の方も始まるというようなことを踏まえすと、特別支援教育のエリアが非常に広がってきております関係から、現在は相談所の方に、つまりコーディネーター役になるトップの方というのが、組織的に今置かれていないもの

ですから、今後はぜひその面で常駐型のコーディネーターの役を務められる方を置くことが必要ではないかと考えております。

教育委員の先生方のご意見も、あわせて伺いたいと思います。

稲垣委員 ぜひその辺、今非常に社会問題ともなっておりますので、その辺を充実させていただいて、少しでも未然に防げて、子どもたちが気持ちよく学べる状況をつくっていただきたいなと思っております。よろしく願います。

委員長 よろしく願います。
他に。安江委員。

安江委員 大いにそういう新しい方向へ進めていければいいと思いますが、新しいものを始めるとき、新しい人材が必要になると。教育行政で往々にして、教育関係者をそこに充てるという傾向が、これまでずっと続いてきておりまして、私ども、教育関係者に反対するわけではないですが、ある程度、外部の空気を経験した方を導入する意識、常に中から人を出すのではなくて、外の人を入れて活性化を図ったり、新しい空気を入れたりという意識を、教育委員会全体で今後持つ必要があるのではないかと、常々感じております。

今回もそういう新しいことを導入するのであれば、その辺もぜひ、考慮に入れておいていただきたいと思います。

委員長 私の方からいいですか。内容の充実につきましては、ぜひお願いをしたいというところで、特に専門職の方につきましては、このところ現実的にもいろいろなところから、スーパーバイザーである菅野先生がお力のある間に、ぜひともお願いをしたいと思っております。よろしく願います。

私の方から2点目よろしいですか。

教育活動の三つの柱のところ、「生きる力」、17年目というように年数が入っているのですが、では、17年たった時に、稲城市の子どもたちに生きる力はどのように、ついたのかというような状況も、じっくり読めば、変化しているということではわかる部分もあるのですが、年数につきましては入れた方がいいのか。それは何か目的があってこのところに入っているのか。そのあたりが私の方で見えないのですが、もしおわかりになるようでしたら、そのところをお話しいただければと考えます。

指導室長 その明確な理由につきましては、申し訳ございませんが、私の方でも引き継ぎ等は受けておりません。ただ、17年前に稲城の子どもたちに、やはり生きる力を育成していくという、そういった声が地域を初め、上がってきたということで、その部分は教育の、いわゆる不易の部分ですから、不易の部分として大事にしていきたいということで、これは引き継がれてきたものだというふうには私自身とらえて、指導室の業務も行ってまいりました。

また、次の「特色ある学校づくり」が13年目、ちょうど平成8年に中央教育審議会の方で、生きる力という言葉を出しまして、その中でも特色ある学校、特色ある教育を進めていこうということが出まして、まさに国がやるものを一步先んじてやっていると。つまり、現在行われ

ている、学習指導要領の大もとの考え方に非常にマッチしているものである、ということで、これも継続をされているものだろうととらえております。

最後の「保幼小中を貫く教育」というのは、一つは稲城の独自性、稲城というこの町が、非常にある意味では小ぢんまりとした良さを持っておりまして、子供たちを小さいときから大人になるまで、地域の目で、地域教育懇談会などを中心として、育てていこうという気風があると。その部分を、ぜひ教育という側面から見ても、小学校、中学校だけではなくて、幼稚園、保育園という小さいときからつないでいくことができれば、その稲城という一つの幹を持った教育が、さらにできやすくなっていくだろうと私自身も理解をさせていただいております。

そういった意味合いで、これをさらに継続することは、大変重要なことだということで、当初の思いもしっかりと忘れないようにということもありまして、年数を入れておくことに関しては、特に私自身違和感を感じませんものでしたから、これをとるということは特に指導室では考えておりませんでした。また、委員さん方のご意見等ちょうだいしながら考えさせていただきたいと思っております。

委員長 他にご質問等ございますか。教育長。

教育長 この件に関しましては、今、国の方で、教育基本法も新しく改正されて、それから学習指導要領等も近々最終的な結論が出てくるかと思うのですが、今、教育はそういった意味では、本当に大きな大きな変わり目に来ております。ちょうどこの稲城の教育活動、三つの柱をつくってきたときの教育基本法まではこれでいいとしても、新しく基本法が変わって、そしてそこに示される指導要領と眺めましたときに、この三つの柱が、今後ともそれでいいのかどうかということは、いずれ検討する時期が来るのではないかと考えております。ですけれど、今年度、つまり19年度につきましては、これでいって差し支えないのではないかと私自身は考えております。また、教育委員先生方のご意見をいただければ、もし差し支えなければ、今回はこのようにしたいと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。
他にご質問等ございませんでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員 前から気になっていることですが、基本方針の1、2、3、4、と分かれておりまして、3のところには生涯学習、全体的なことがあって、それから4番目に学校経営の改革ということ、これは市民の教育参画の推進、これが入っているからよろしいですか。何か学校教育と、それから生涯学習、成人教育というのでしょうか。全体との兼ね合いというのが行ったり来たりしているような感じがして、気になっておりました。

学校教育に関しては学校教育としてまとめて、そして、生涯学習や文化・スポーツの振興というのは、最後につけてもいいのかなというまとめ方の方向なのですが、教育委員会というのは、その全部を含んでいるということはいくぶんわかるのですが、最後にまた学校教育の「学校における教育活動の三つの柱」という形になっている。

この辺のまとめ方について、どういうことがおありなのか、教えていただきたいのですが。

委員長 はい、指導室長。

指導室長 実を申しますと、これは東京都の教育委員会の教育目標のつくり方に準じてつくらせていただいているというのがあります。なぜならば、東京都が大きな目標を立てて、それを市で具体化していくために、ある程度共通の土壌の中で目標を立てた方が、学校やまた地域の方々が示すのが非常に示しやすかろうというようなこともございますので、そういった都の方針を受けて、つくらせていただいているということでありまして、以上です。

委員長 他にはいかがですか。よろしいですか。

それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより、第2号議案「平成19年度稲城市教育委員会の教育目標について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

教育長。

教育長 その前に。浅水委員さんからは、これにつきましては賛成ということをお願いしております。

委員長 そうですか。
それでは、先に浅水委員さんの意思表示をいただいて、なおかつ本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第2号議案は、原案どおり可決いたしました。
次に、日程第5、第4号議案「稲城市奨学資金支給条例施行規則」を議題といたします。
教育長より提案理由をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行に伴い、稲城市奨学資金支給条例施行規則を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

学校教育課長 それでは、ご説明をさせていただきます。
第4号議案でございます。お手元に議案概要説明書があるかと思えますけれども、また今回は施行規則につきましては、全部改正ということでございますので、順次、説明してまいります。
それでは、議案概要説明書の方でございますけれども、地方自治法の

一部を改正する法律が昨年6月7日に公布されたことに伴いまして、関係する規則を改正する必要があるとしまして、本議案の内容につきましては、申請期間を新たに決めました。また、この規則は昭和49年の制定ということで、文言的にも古い表現があるというようなこと、それから現在の稲城市の規則の表記の仕方等について改正する部分がございますので、そういったことから、今回規則の全部を改正するという形になったものでございます。

改正の主な内容でございますが、まず最初に(1)といたしまして、助役制度の見直しということで、これは規則の第3条の第1号関係でございますけれども、地方自治法の改正によりまして、助役にかえて、呼称として副市長をというように改正されておりますので、実態は変わらないのですけれども、表現といたしまして、助役を副市長に変えたというものでございます。

また、申請期間につきましては第7条の第2項関係になりますけれども、今までの旧の規則では、市長が定める時期ということで申請期間があったのですが、今回の改正の時期にあわせまして、申請時期は、3月1日から4月15日までとするという規定をいってございます。施行の時期につきましては、19年4月1日から施行したいと考えております。

それでは、議案の規則の概要に移らせていただきます。

第1条ですけれども、これは趣旨を書いております。

第2条につきましては、選考委員会の設置ということで書いております。

それから、第3条ですが、選考委員会につきましては、そこにあります第1号から第5号まででございますけれども、副市長、それから教育委員会の委員長、教育長、福祉部長、それから市立中学校長ということで、中学校長6名おりますが、これをもって組織を市長が任命または委嘱するという内容になっております。

次に、第4条につきましては、委員長、副委員長の関係のところでございます。第2項の委員長及び副委員長は委員が互選する、ということについて書いてございます。

次に、第5条でございますが、会議の関係でございます。この選考委員会につきましては、委員長が召集しまして、委員の半数以上が出席しなければ会議は開くことができない。それから、第3項のところでは、出席委員過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するというようなことであります。

それから、次のページにまいりまして、前2項に、定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員に諮って決定する。

第6条は支給の申請の関係でございます。第1項のところでございます。申請書に掲げる書類を添えて申請しなければならない、となっていて、そこに1号から3号まで書類関係が明記してございます。

それから、第2項のところですね。申請の時期、先ほども言いましたけれども、3月1日から4月15日までに申請するということです。

第7条は支給の決定の関係でございます。

第8条は決定の基準でございます。この基準につきましては、教育委員会の方で別にこの基準を定めております。この基準に基づいて認定していくということです。

それから、第9条はその決定の通知でございます。奨学生の決定通知書を様式第4号ということでございます。

第10条は誓約書の提出ということでございます。決定通知を受けた奨学生は、保証人明記の上、誓約書を提出しなければならないということです。

第11条は報告の義務。奨学生は在学する学校長を経由して、毎学年末に学年の成績証明書を市長に提出するということです。

第12条は支給の方法でございます。奨学金の支給については、口座振替の方法によって本人に支給するということです。

それから、第13条は支給の辞退でございます。この辞退につきましては、特別な事由が生じた場合には奨学金の支給を辞退することができるということでございまして、例えば本人が退学するとか、あるいは第3項において、奨学生が死亡したときということでございましてけれども、こういったときには支給を辞退することができるということになってまいります。

それから、第14条につきましては、届け出の義務ということでございまして、括弧に入れた1号に休学、復学、停学、退学、2号のところに本人または保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったときは、保証人の連署のうえに、在学する学校長を経て市長に提出するというものでございます。

第15条につきましては、この奨学金の返還についてでございます。

条例第8号第2項に規定する奨学金返還についての通知は奨学金返還通知書によって行われるということでありまして。

それから、第16条関係は、その規則は市の規則でございまして、その施行について教育委員会に委任をします、という条文でございまして。この規則は平成19年4月1日から施行するということでございます。

それから、次のところ以降は、様式関係が出ておりますけれども、様式関係につきましては、旧の規則におきましては、別記第何号様式というような表現がありますが、今はそういう表現をしておりませんで、様式第何号という言い方をしています。そういったことから文言整理をするということで、この様式関係もすべて訂正をさせていただいておりますけれども、内容的には変わってはいません。そういったことで、今回は全部改正とさせていただいております。

なお、遅れましたが、この奨学金の支給の対象は、中学校を卒業し、高校生それから専門学校あるいは専修学校の生徒さんが対象ということになります。

以上でございます。

委員長 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
稲垣委員。

稲垣委員 ただいまの対象が高校生、専門学校等ということですが、それはどこかに明記されていますでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 この規則の中には明記はされておられません。この規則の上に条例がございまして、奨学資金支給条例がございまして。条例を手元に配付していただけないのですのでけれども、第1条の「目的」のところ、高等学校、専門学校、専修学校というような対象を明記しているところでございます。

委員長 よろしいですか。
教育長。

教育長 浅水委員さんからもう1点質問を受けています。
1点目は第3条ですが、職責で既に決定している人を再度市長が任命、委嘱するのでしょうか、というご質問をいただいております。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 第3条でございますね。選考委員会の組織として、副市長以下ですね。第5項まで、副市長から市立中学校長ということで明記しております。これはあくまでも組織としてはこういうメンバーで行いますよということで、この第3条に明記してあります。従って、その人を指定し、市長が任命または委嘱するというので、その委員会のメンバーの者と確定するという意味で、委嘱が必要になると考えております。

委員長 次に、2点目。

教育長 あと1点は、委員の機密保持規定を記載する必要はありませんか、ということですが、理由は、奨学金申請の情報は申請者にとって大切な情報だと思いますので、いかがでしょうかということです。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 この選考委員会に提出する資料につきましては、その本人の学業の成績の平均点、それからその家庭における所得額等も、表記されている資料というものがその審査の中では必要になってまいります。そういう意味では、個人情報があるわけですが、その守秘義務につきましては、この規則に守秘義務の条項がなくても、個人情報の保護につきましては、我々ここに組織している皆さんすべて公務員でございますし、公務員は公務員法によりまして、我々職員は守秘義務というものが課せられております。そういったことから、当然その守秘義務も保持することが当然だろうと考えておりますし、またその資料関係につきましては、そのときには審査のたびに配付はしておりますが、回収することとしておりますので、そのものが出回ることはないと考えております。

その個人情報につきましては、この選考委員会を始める前に、十分周知した上で会議を開催しているということでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。2点、よろしく願いいたします。
他に質疑はございませんでしょうか。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
第4号議案「稲城市奨学資金支給条例施行規則」を採決いたします。

教育長 それにつきまして、やはり浅水委員から賛成ということでいただいております。

委員長 ありがとうございます。賛成ということで。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第4号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に日程第6、第5号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いします。

教育長 本案につきましては、矢野口2284番地の11の通学区域の変更に伴い、稲城市公立学校学区に関する規則を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

学校教育課長 それでは、第5号議案につきまして、議案概要説明書をご覧くださいと思います。

昨年平成18年7月から、学校識見者・学校長、それからPTA役員・地域の方々13名により、稲城市立学校適正学区検討委員会を設置しております。8回にわたって開催され、その検討結果の報告につきましては、平成19年1月12日に教育長に提出がございまして、その報告書の中に、次の所ですが、稲城市立稲城第一小学校学区に建設予定の集合住宅地の学区、これはこの集合住宅というのは、コカ・コーラ工場の跡地の所に、400戸以上の集合住宅ができるという、そういう集合住宅地がございまして、その学校を稲城市立稲城第七小学校学区に編入し、同校に増築校舎の建設を早急に対応する必要がある、そういう旨の報告がございました。

それを受けまして、別紙、稲城市立公立学校学区の変更等の基本方針ということであると思いますが、この基本方針1の最後の方の2行になるのですが、後ろから2行目の文言ですが、当該集合住宅地を隣接校である稲城市立稲城第七小学校学区に編入し、学校の適正化を図るというものであります。この方針に基づきまして、今回の規則の一部改正をする必要があるということで、提案させていただいているわけでございます。

議案の規則の方に入りますが、規則の新旧対照表が後ろに添付されていると思いますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第5号議案関係資料ということで、新旧対照表がございまして、この右側が旧の概要で、左側が新の概要でございまして、旧の方の別表第1、第3条関係と書いてありますが、その稲城第一小学校の部分でございまして、中ほどに1番のところにアンダーラインがございましてけれども、その部分から、提案理由の中で申し上げました矢野口2284の11番地というところの関係でいきますと、左の方の新の概要になりまして、下線が2つに分かれてございまして、片方が2274から2283、2284から2289にな

ります。

次に、第七小学校部分でございます。新のところを見ていただきたいと思ひます。新のところの表の下から3行目の最後のところに、2284の11という地番を計上してございます。この部分がコカ・コーラ工場跡地を第七小学校の学区に入るといふことでの追加の部分でございます。従ひまして、旧の第七小学校の地番のところにはこの地番が入っていないといふことでもあります。

以上です。

委員長 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思ひます。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

第5号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

教育長 その前に、浅水委員より賛成といふことでいただいております。

委員長 はい。

それでは、本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

浅水委員さんの分も入れまして、挙手全員であります。

よつて、第5号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第7.第6号議案「稲城市立学校の管理運営規則に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 第6号議案につきましては、東京都立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、稲城市立学校の管理運営に関する規則を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

学校教育課長 それでは、第6号議案についてでございます。

稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則といふことで、同じように議案概要説明書をご覧ください。

この改正の内容につきましてでございますが、内容とあわせて、この際に、規則の中の文言整理も整理をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

改正内容でございますが、1番目に、学校における部活動の基盤を整理するために必要な規定を整理するものでございまして、1番目に、学校は教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとするということです。

2番目に、校長は所属教員に対して、部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。

3番目に、校長は、所属教員以外の者に、所属教員の部活動指導の補助として、指導業務を委嘱することができる。

以上の内容をこの規則に新たに加えるというものでございます。

また、文言整理といたしましては、規則中、第5条第1項第3号中「前各号」を「前2号」に改めまして、第20条の第2項中に「写」とあるのですが、正しくは「し」を平仮名で送るというものでございます。

この規則は19年4月1日から施行するというものでございます。

議案のやはり一番後ろに議案関係資料といたしまして、新旧対照表がございまして、ご覧いただければと思います。繰り返しになるかと思いますが、右側が旧で、左側が新でございます。

まず最初に第5条の第3号のところでは、「前各号」とアンダーラインがございまして、「前2号」というふうに表現を変える。意味合いは、各1号、2号を指して前2号というふうに呼んでございます。

それから、次に新の方の12条5、部活動でございます。この下線を引いたラインにつきましては、今説明した内容がここに記載させていただいております。

それから、第20条ですが、旧のところは「写」のところですが、下線が引いてございまして、後ろの方にひらがなの「し」を送るという直しでございます。

以上が、本規則の改正内容でございます。

以上でございます。

委員長 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

教育長。

教育長 もしできたら、一番大きく今までと変わったところの部分を、説明いただきたいのですが。

委員長 指導室長。

指導室長 今回の部活動に関する件を、稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部に入れていただいたということですが、どこが大きく違うのかといいますが、実質というよりも文言なのですね。実質的には、今までも中学校におきましては、教育活動の一環として部活動は行われておりました。ただ、文言上どこにも規定はありませんでした。そうしますと、例えば何かあったときに、これは顧問が奉仕的な活動として部活をやっていたんではないかということで、責任の所在がはっきりしないということが実はあったわけです。

ただ、慣例として全国的に部活動は行われていて、それで今まで来たというのが実態でありました。ただ、今申したような理由から、何かあったときなど、どこが実際には責任をとるのかといった場合に、やはり

このように管理運営規則にきちんと教育活動の一環として位置づけるということが、教員を守っていくことになるであろうということが出てまいりまして、東京都の教育委員会の方でまず、都立学校にこれを取り入れたというのが実情であります。

都立学校でそのような管理運営規則の改正があり、ただ同じような部活動をやっている中学校を管轄している、市や区ではどうするのかというようなことありまして、多摩地区のほとんどの市でも、本市同様に管理運営規則にきちんと位置づけをして、その中で教員を守りながら、教員が安心して部活動に精励していただきたいというような思いから、このような形に至ったということをお伝えしておきたいと思えます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。
他にないでしょうか。
安江委員。

安江委員 中学校の部活動に関しては、これまでさまざまな議論がありました。それで、この改正は非常に前向きで、本来こういうことはみんなあるのだろうと思っていたことが、今改めてこうしてきちんと法文化されたということで、大いに結構なことだと思っておりますが、今までのことも含めまして、わかる範囲で教えていただきたいのですが、先生方が部活動を大いにやっていいよと、その積極性がいろいろだと思えます。ぜひやりたい、大いにやりたい、やってもいいよ、やりたくない、できることならやりたくない、絶対やりたくない、といういろいろな先生方がいるというのが現状だと聞いております。

今回、校長先生が分掌させることができるということですか。真新しい言葉ですが、これは校長先生が通常我々の平易な言葉では、職務として命令することができるということなのでしょうか。

それから、そうやって今まで何らかの事情で部活動はできないというような場合でも、校長先生はそれを許すことができるのかとか、もう一つ、やってられないよ、という一部の先生方の言い分は、学校の業務であるのであれば、それに対する報酬はどうなっているのか。報酬が一部では非常に少ないという話も聞いておりまして、その辺のこれまでの経緯、それからこれからどのように、それが現場で変わっていくのか等、少しご説明をお願いします。

指導室長 まず、分掌することができるというのは、今、委員さん、おっしゃったとおりであります。必要があれば、教員に部活動を持ってくれということが言えるということでもあります。ただ、実際問題は、やはり部活動をやりますと、勤務時間内に終えるということは実質的に難しいものですから、勤務時間から外の部分は教員の職務ではあっても、ある意味、奉仕的な活動になるというのは今までと変わらないと思えます。そうなりますと、やはり教員の家庭の事情等、また体の病気のある者もおりますので、そういった事情等を鑑みながら分掌させていく、というのが実際になると思えます。ですから、これはできるという、できる規定にしてあるというところはそこら辺の意味でございます。

もう一点は、報酬等についてということですが、これは今まで市の方から、本当にわずかな額でありましたけども、少しお支払いしていたという実態はございますが、これは逆に教育活動の一環として位置づけて

しまいますので、その報酬を教員に渡すことができなくなります。理由としましては、教員の職務でございますから、支給料の中に入っているという形になります。

もう一つは、教員の場合には、ご承知のように、特別手当として4%も加算されておりまして、これが勤務時間外等の生活指導も含めた対応に支払われているという実態がございますので、そういったものを考えますと、ここで報酬を新たに加えることによりますと、いわゆる二重取りになってしまうという問題が起きてきますので、そういったものは一切ない中で仕事として行っていただくという状況になります。

安江委員 今の話ですと、これまでやってきた先生方は多少の手当があったのが、これからはなくなるということですよ。教員の職務であるから給与に含まれると。であれば、勤務時間内にはなかなかおさまらないという現実がある。そうすると、勤務時間外部が奉仕になる。この奉仕のを、奉仕になるでしょうという一言で片づけるに、ここで超過勤務手当のようなものは考えられないのでしょうか。

指導室長 これは教員の勤務の特殊性またその教員のいわゆる給料の特殊性なのですが、勤務時間を超えた部分に対しても、先ほどの特別手当という4%の部分が生きてまいりますので、そこでいわゆる残業手当のようなものはつかないという実態がございますので、ここで支払いができないということになってしまいます。

安江委員 一つの規則として理解しました。

委員長 稲垣委員。

稲垣委員 細かいことになりましたけれど、今のお話の続きで、そうすると例えば部活動で試合に行ったとか、そういうときは、仕事の中に入っているということで、出張手当のようなものはつく形になるのでしょうか。

指導室長 この試合というのも、これはいろいろ歴史的な経緯がございます、ずっと以前は平日授業のある日にも一般的な試合というのが行われていたのですが、それはやっぱり支障があるということで、現在は授業のない日に行われるのが実情です。授業のない日の場合には、何時間という規定があるのですが、何時間以上部活にかかわって指導した場合に、本当にわずかなのですが、都からそこには支給される額がございます。あわせて出張としての出張旅費等も当然、出されるわけですが、手元に細かい資料がないのですが、非常に少ない額の支払いであるということをご承知おきください。

委員長 安江委員。

安江委員 それともう一つ、その次の、その所属職員を分掌させることができると。そして、その下に部活動の指導の補助として指導業務を外部の人に、これは恐らく外部の人になると思うのですが、委嘱することができると思いますが、一部の現場の校長先生がこの件に関してこれまで難色を示してきたという経緯がありますが、その理由は、その外部の人が問題を

起こした場合の責任、そしてこれまではそれがどういう形で学校の中に入ってくるか、という経緯に対して不安があったがために、管理者として非常にこれに対しては難しいという答えを持った校長先生が何人かいたことは事実です。

そういうところを当然我々も考慮しなければいけないのですが、この外部指導補助員、それを決める際には、そうした現場の校長先生の不安を取り除くような形で、こちらの方で選出する必要があるかというように思います。意見です。

委員長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

第6号議案「稲城市立学校の管理運営規則に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、第6号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第13. 第12号議案「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、若葉台小学校の体育館を個人開放施設として追加するため、稲城市立学校体育施設の開放に関する規則を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

委員長 体育課長。

体育課長 それでは、お手元の資料の議案概要書を見ていただきたいと思います。後ろから3枚目になるかと思います。

内容的には、概要ですが、現在、小学校8校の体育館において、8月を除く5月から11月末までの毎週土曜日の夜間に個人開放を実施するという形でございます。これは平成12年度に若葉台地区体育振興会が発足後、若葉台地区住民より若葉台小学校体育館の夜間個人開放の要望がありましたので、同振興会に運営を依頼し、平成15年度から18年度まで開放日数を増やしながら試行してまいりました。

ここで若葉台地区体育振興会の組織も安定してきましたし、また、事業としても定着していることから、19年度より若葉台小学校体育館の夜間個人開放を実施いたしたいと考えております。改正の年月日としては、平成19年4月1日より予定しております。

また、参考といたしましては、個人開放は現在、学校行事に支障のな

い範囲で20日間開放しておりまして、現行の実施校は第二小学校から平尾小学校、新たに若葉台小学校を追加するものです。試行実績につきましては、15年度から18年度の間にはこれだけの実績があるということでございます。

また、議案書の資料の中に、新旧対照表もございますけど、右側が旧、左側が新という形で新たに若葉台小学校も体育館を新たな個人開放を実施するという状況でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

委員長 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員。

稲垣委員 別表の中で、第二小から順に入っておりますけれど、逆に抜けている学校というのは、何か開放しない理由があるのでしょうか。

稲城第一小学校というのがまず入っておりませんよね。何かそれは理由があるのでしょうか。

教育長 暫時休憩を。

委員長 暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開します。体育課長。

体育課長 順になっていない理由といたしましては、開放校が近隣であるため、一小区域の市民の方につきましては、三小を利用させていただくなどしております。

区域ごとの開放と理解していただければよいと思います。

委員長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

第12号議案「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

教育長 浅水委員の方から、賛成ということで申し出がございました。

委員長 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

浅水委員の意思も入りまして、挙手全員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10．第9号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」、日程第8．第7号議案「稲城市青少年委員の委嘱について」、日程第9第8号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」、日程第14第13号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」、日程第15．第14号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」以上の5議案を稲城市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、一括議題といたします。

5議案とも、人事案件ですので、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、第7号議案から第9号議案、第13号議案、14号議案は秘密会といたします。

暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

(これより第7号議案から第9号議案、第13号議案、第14号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第7号議案から第9号議案、第13号、第14号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第9号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決といたします。

教育長 9号議案は浅水委員より、賛成ということでいただいております。

委員長 それでは、第9号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決といたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、第9号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第7号議案「稲城市青少年委員の委嘱について」を採決いたします。

教育長 浅水委員より賛成ということでいただいております。

委員長 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、第7号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第8号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

教育長 浅水委員より小野委員長へ一任ということでいただいております。

委員長 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、第8号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第13号議案「稲城市公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

教育長 浅水委員より賛成ということでいただいております。

委員長 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、第13号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第14号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採決いたします。

教育長 第14号議案につきましては、小野委員長へ一任ということで、浅水

委員よりいただいております。

委員長 委員長一任ということだそうです。
本案を原案のとおり可決することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。
よって、第14号議案は、原案のとおりに可決いたしました。

次に、日程第11.第10号議案「平成19年度稲城市教育委員会の人事について」を議題といたします。

本案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、第10号議案は、秘密会といたします。
本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(これより第10号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第10号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。
次に、日程第12.第11号議案「平成19年度稲城市公立学校教職員の人事について」を議題といたします。
本議案につきましては人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、第11号議案は秘密会といたします。

(これより第11号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第11号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第10号議案「平成19年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

教育長 その前にすみません。浅水委員の方からは小野委員長に一任ということとでいただいております。

委員長 委員長一任ということでございます。
それでは、賛成の委員挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第10号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第11号議案「平成19年度稲城市公立学校教職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

教育長 その前にすみません。浅水委員の方からは小野委員長に一任ということとでいただいております。

委員長 委員長一任ということでございます。
それでは、賛成の委員挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第11号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第16.「協議事項」です。

「校庭の使用及び器物破損に対する基本方針について」学校教育課長より、お願いします。

学校教育課長 それでは、お手元の資料の協議事項で一番後ろのほうにあると思いま

すので、ご説明いたしたいと思います。

稲城市立小中学校門扉の施錠及び器物破損についての基本方針ということで案でございます。この件につきましては各小中学校の方で方針を出してもらいまして、今回、案として協議していただきたいと思います。

1番目で門扉の施錠についてでございます。門扉は、不審者の侵入等を防止する上で、施錠は有効である。しかし、学校施設が市の防災対策における避難所・避難場所に指定されていることや、学校体育施設開放等利用されるため、原則として門扉は施錠しないものとする。というのが1番目でございます。

2番目でございます。器物破損の弁償についてでございます。(1)教育活動に関わる内容における事故については学校の負担とする。ただし、故意であれば当事者の全額負担とする。というものです。(2)放課後です。休校日の児童・生徒による破損については、故意であるなしに関わらず、当時さやの全額負担とする。というものです。(3)侵入者等破損者が不明の場合については、警察に連絡し、被害届を提出した上で学校予算にて対応する。当事者が特定できれば、当事者の全額負担とする。(4)学校開放登録団体等の破損については、「稲城市立学校施設使用条例」第9条に基づき、団体の責任において全額負担とする。この基本方針については、平成19年4月1日より適用する。というものです。

この内容につきましては、学校管理職の方にも説明をしてきていますし、また協議をした上での案ということで上げさせていただいております。

以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。
教育長。

教育長 施錠しないものとする、というところはわかりました。基本的には、常に閉じておくということによろしいでしょうか。

学校教育課長 施錠はしないのですけれども、当然、門は閉めておくというのは大原則でございます。

セーフティー指導員の方からも指導がございまして、開けておくということは絶対しない、閉めておくことは絶対必須条件なのですが、ただ施錠はしないということでございます。

委員長 他にはないでしょうか。
他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。
それでは、本案については、了承いたします。

次に、日程第17.「報告事項」です。

「学校ボランティアについて」、「卒業式の実施について」を指導室長よりお願いします。

指導室長 まず、学校ボランティアに関して1年間終了しますので、概要ですがご説明、ご報告申し上げます。

学校の方では1年間教育ボランティアとして、また学生ボランティアとしてさまざまな方にボランティア活動を行っていただいております。

例えば教科ボランティアとしましては、児童・生徒の学習の補助。校外ボランティアとしましては児童・生徒の登下校時の安全確保。園芸ボランティアとしましては校内の花壇等の整備。図書ボランティアとしましては学校図書館の整備。またその他、パソコンボランティアですとか部活動ボランティア等ございます。また、学生のボランティアの方も、ネットワーク多摩といたしまして、多摩地区26大学によるネットワークでの提携の登録というのもございますし、玉川大学ですとか駒澤女子大学、恵泉女学園大学、多摩大学、桜美林大学等々提携を結んでいる大学の学生さんにボランティアとして活動をしてもらいました。

今回は、すべてにトータルでの数字で申し訳ございませんが、ボランティアとして年度末に感謝状のようなものを、教育長名でお送りしたいということで、どもくらいの数が必要なのか、と数字を調査させていただきました。

その結果、小・中合わせまして1215のボランティアのかたのご協力をいただいたということがわかりました。いろいろ聞いてみますと、細々とほんのわずか来ていただいている方も、これにプラスしてかなりの数がいるということを知っております。

継続的に長期的にやっていただいた方ということで、数を調査したところ、1,215という数が挙がってまいっております。まさに稲城市は地域の方や学生たちから、力を借りて教育が成り立っているという証であろうと思っておりますので、1年間のまとめとして一つ報告をさせていただきました。

もう1点の報告でございますが、本日3月22日、小学校11校で、おかげさまで卒業式が終了できました。おとといの3月20日、6校の中学校で卒業式が無事終わりました。これに関わりましても、東京都の教育委員会と連携をとりながら、式のありようについても報告をするというのがあるのですが、全17校、無事にまず大きなトラブルもなく、卒業式が終わったということをご報告申し上げます。一つは、子どもたちが中で暴れるとか騒ぎだすというようなことは、一切なかったと、大変、厳粛な中で卒業式が行われた。

もう一つは新聞等でもさかんに報道されておりますが、教職員が国旗、国歌の問題で反対をするというような動きを示すような行動も一切なかったということで、都の教育委員会にすべて無事終了ということで、今日の2時までに報告を終えさせていただきました。教育委員の先生方に

もご参列いただいたことを、お礼を含めましてご報告を申し上げます。
ありがとうございました。

本日、2点の報告ということで予定をお願いしていたのですが、実は突然で申し訳ありませんが、もう1点報告をさせていただくことができ
てしまいました。

これはお詫びも含めましてご報告申し上げます。教員の服務事故が1
件おきてしまいました。申し上げたいと思います。

これは、学校名は稲城第六中学校教員でございます。年齢は56歳、男
性でございます。どのようなことかと言いますと、平成18年9月18日午
後8時ころから午後9時ころの間、酒気を帯びた状態で自家用車を運転
して、山梨県南都留郡山中湖村から神奈川県相模原市津久井町までの間
を走行したということでございます。

処分は停職1ヶ月ということで、3月19日に都教委から発令されて3
月20日から1ヶ月停職ということになりました。もう少し経緯について
ご説明いたしますと、9月18日は敬老の日でお休みでございまして、ま
ったく個人的なこととして山梨県の方へきのご狩りへ行ったと。そして
きのご狩りをした時、ある施設で料理をして食べる際に飲酒をしたと。
その後、仮眠をとった後、家の片づけ、施設の片づけをした後、数時間
たった後お酒が抜けていると自分で判断して、車を運転して自宅へ戻っ
たと、その途中に神奈川県の相模原市の津久井町で検問に引っかかりま
して、呼気を調べられたところ、酒気帯びのレベルのアルコールが検出
されたということでございます。

学校からはその事故の後、私どもの方へ報告がありましたものですか
ら、私どもの方で校長と本人を呼びまして事情聴取を行い、その後、こ
れが事実であるということが判明しましたので、大変なる嚴重注意を行
いながら、東京都の教育委員会に事案を挙げる必要があると判断し、す
ぐに東京都の教育委員会に報告書を挙げたところです。

東京都の教育委員会が任命権者でございますので、東京都の教育委員
会の中でこの処分が3月19日に下ったという形でございます。本市の学
校の教員がこのような事故を起こしたということは、大変、遺憾に思っ
ております。そのようなことがないようにと、毎月のように校長会、副
校長会等を通しまして、指導してまいりましたが、このようなことがあ
ったことは非常に残念であります。今後より一層、指導をさせていただ
き、教員の服務については厳選に進めてまいりたいと思っております。

教育委員の先生方には大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳あり
ませんが、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

以上です。

なお、補足といたしまして、学校の対応を最後に申し上げます。

学校としましては、3月19日の午後に発令が出ましたので、その翌日
の20日が卒業式であったということもございまして、本日、校長名で
通知文、「本校教諭の服務事故について」ということで通知文を作りま
して、各家庭に配布をさせていただきました。そこでこの事故の概要と

校長の所見、校長のお詫びを示させていただいております。

それに合わせまして、学校の方の体制をどのように組むかというのもお示しをしております。合わせまして、明日の夜7時から、この件に関して、質問等がある場合には、保護者会という形でお応えをしますよということで、時間設定を学校長の責任のもとに行ない、そこで細かな部分については、またお応えをしていくという形で、対応をさせていただいたということでございます。

なお、本教諭は現在2年C組の担任でございますから、当然担任はあとわずかな期間ではございますが、はずしております。そしてその間は、主幹がいますので、主幹を担任の代行として充てております。また、学年主任も兼務しておりますので、学年主任の代行として充てるということにしております。ただ、年度を明ける4月1日以降は学校組織、変わりますので、新年度以降につきましては、その時点で新たな体制を組みなおしますので、それをまた生徒、保護者に伝え、4月19日まで組織的な対応で、この停職の教員のフォローをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。
ご質疑等ございましたらお願いいたします。
室長。

指導室長 すみません。この件に合わせまして、第六中学校の校長は本市教育委員会から嚴重に口頭注意をということで、都教委の方から措置が下りましたので、明日、本校校長を呼びまして口頭注意を行います。また合わせまして、この教諭は、車も無断で乗ってきているということがございました。この時は当然飲酒とは関係ありませんが、そういう事実もございましたので、その件につきましては、停職と、市教委から嚴重に口頭注意を行うという措置も合わせて下りております。

その辺、大変重く私どもも捉えながら、指導させていただきます。以上です。

委員長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。
質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後4時47分閉会)